

社会福祉法人行田市社会福祉協議会定時評議員会議事録

1 会議の日時及び場所

(1)日 時 平成29年6月21日(水)午前 10時00分 開 会
午前 11時25分 閉 会

(2)場 所 行田市総合福祉会館 第3研修室

2 評議員現在数 21名

(1)出席評議員 15名

尾澤評議員、佐藤評議員、吉田評議員、小池(利)評議員、羽鳥評議員、小林評議員、井桁評議員、田熊評議員、久保田評議員、小暮評議員、中村評議員、大谷評議員、小池(義)評議員、夏目評議員、吉野評議員

(2)欠席評議員 6名

松下評議員、望月評議員、田島評議員、島田評議員、根本評議員、野原評議員

3 その他の出席者

(1)監事 大谷監事

(2)事務局 風間常務理事、内山事務局長、松本事務局次長、磯川事務局次長、塚原主幹、長谷川主幹、島崎主幹

4 議事の経過及び議案の結果

(1)開会宣言

事務局は、「本定時評議員会が、行田市社会福祉協議会定款第15条第1項の規定による議決に必要な定数を満たしている。」との報告をする。

(2)議長の選出

事務局は、議長の選任方法を議場に諮った。「事務局に一任」との声が上がり、事務局は、尾澤評議員を提案した。尾澤評議員は、評議員全員から承認を得、議長に就任した。

(3)議事録署名人の選出

議長は、議事録署名人の選出について、選任方法を議場に諮った。「議長に一任」との声が上がり、議長は、佐藤評議員と吉田評議員を指名した。評議員全員から承認を得、両評議員は議事録署名人に就任した。

(4)議事

議長は、議案第9号「平成28年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事

業報告及び決算について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

事務局は、議案第9号について、「平成28年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業報告及び決算について、定款第11条第1項の規定により、評議員会に決議を求めるもの」として、別添の「平成28年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業報告及び決算」により、それぞれについて説明し、また決算については、大谷監事から会計監査の執行により、諸帳簿、計算書類等について正確に執行されている旨の報告があり、議案第9号についての説明は終了した。

議長は、事務局及び監事からの説明の後、議案第9号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第9号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第10号「平成29年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会補正予算（第1回）について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「平成29年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会補正予算（第1回）について、経理規程第20条第1項の規定により、評議員会の承認を求めるもの」として、「平成28年度決算において市から受託している10事業及び埼玉県共同募金会からの配分金を受け実施している共同募金配分金事業に執行残が生じたことから、当該金額を返還するものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第10号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第10号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第11号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第11号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第11号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第12号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第12号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第12号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第13号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第13号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第13号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第14号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第14号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第14号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第15号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第15号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第15号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第16号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第16号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第16号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第17号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第17号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第17号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第18号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以っ

て満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第18号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第18号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第19号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している理事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第19号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第19号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第20号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会監事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している監事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第20号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第20号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に、議長は、議案第21号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会監事の選任について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、「現在就任している監事の任期が、平成29年6月21日を以って満了となることから、定款第11条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を求めるものである。」と説明した。

議長は、事務局からの説明の後、議案第21号について、質疑等を募った

が、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決をする旨を宣した。採決の結果、出席評議員全員から挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第 21 号を原案のとおり承認する旨を宣した。

以上で議事は全て終了し、午前 11 時 25 分に散会した。

平成 29 年 6 月 21 日